中津市新型コロナウイルス感染症対策
中小企業者等事業継続支援金を拡充します

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、売上が減少する中、事業活動の継続に取り組まれている市内の中小企業者等に対し、店舗又は事務所等の維持に必要な支援金制度を拡充します。

交付対象者

以下の要件を満たす方

①中小企業者であること。（小規模事業者を含む。）

②中津市内に本社、本店その他事業拠点、事業所となる建物を所有し、当該建物において事業を営んでいること。

（建物がプレハブなどの減価償却資産、親子、親族等が所有する建物で、自己所有建物と同様に租税や光熱水費等の固定費を負担している場合には、対象となることがあります。ご相談下さい。）

③原則として、令和２年４月から９月までの期間のいずれかひと月の売上高が、前年同月比で３０％以上減少していること。

④市税等の滞納がないこと。

対象経費

申請者が事業継続のために必要となる店舗又は事務所等の維持にかかる費用

支援金交付額

一律10万円　**※申請は1事業者につき1回まで**

手続期間

令和２年１１月３０日（月）まで

詳しくは中津市のホームページをご覧になるか
下記までお問い合せください。

中津市 事業継続支援金

検索

クリック

≪問合せ先≫

中津市役所　商工・雇用政策課

電 話（0979）22－1111　内線394・421

裏面へ

支援金交付手続きの流れ

①

•支援金交付申請

【添付資料】

□中津市内で事業を行っていることが確認できるもの
（営業許可証の写し、確定申告書の写し、開業届等）

□上記の当該事業に供する店舗又は事務所等の建物を申請者が所有していることが確認できるもの
（固定資産課税物件明細書の写しなど）
※建物がプレハブなどの減価償却資産、親子、親族等が所有する建物で、自己所有建物と同様に租税や光熱水費等の固定費を負担している場合には、対象となることがあります。ご相談下さい。

□売上高の減少が確認できるもの
※令和２年４月から９月の期間のいずれかひと月の売上高が前年同月比で３０％以上減少していることが確認できるもの
（売上台帳及び前年の確定申告書の写し等）

□申請要件に係る誓約書 兼 承諾書

•支援金の請求

【添付資料】

□振込先口座の分かるもの（申請者名義の通帳の写し）

②

•支援金の交付（不交付）決定通知

交付要件を確認し、通知します。

③

•支援金の支払

ホームページから申請書類をダウンロードのうえ添付書類を添えて、下記まで郵送をお願いします。(感染予防対策のため、原則郵送としています。)

郵送先

〒871-8501
中津市豊田町14番地3
中津市役所　商工･雇用政策課 あて

※ 郵送によることができない場合は、下記の臨時窓口へ持参してください。

臨時窓口　中津市役所本庁舎 3階 303･304会議室

受付時間　　平日　9:00～17:00